

1月9日（1回臨）

○議長 知念富信君 ただいまから平成31年第1回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 知念富信君 直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 浦崎みゆき議員、11番 宮城清政議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第1号 津嘉山第6雨水幹線工事（30－1）の請負契約金額の変更について

○議長 知念富信君 日程第3．議案第1号 津嘉山第6雨水幹線工事（30－1）の請負契約金額の変更についてを議題とします。まず、提出者から報告、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議員の皆さん、改めまして、新年明けましておめでとうございます。年初め早々、まことにもって申しわけございませんけれども、まずは議員各位におわびを申し上げたいと思います。去る12月の平成30年第4回定例会におきまして、専決処分の報告第19号の承認をいただきましたけれども、本会議の中で、何名かの議員各位からご質問がございまして、議会終了後、副町長に調査を指示いたしまして、調査の結果、専決処分の考え方、認識に誤りがあるということが判明いたしました。そういうことでございまして、本日の臨時議会でございすけれども、議員各位に謝罪を申し上げますとともに、新たに議案を提案するということでございまして、町長といたしまして、議員各位にまずもっておわびを申し上げたいと思います。まことに申しわけございませんでした。調査の結果に基づきまして、さきの報告第19号は撤回をさせていただきますので、新たに議会の議決を賜るべき案件といたしまして、議案を提案させていただきますので、議員各位のご理解のほどをお願いいたしますと斯様に思っているところでございます。

それでは提案をいたします。議案第1号 津嘉山第6雨水幹線工事（30－1）の請負契約金額の変更についてでございます。平成30年6月21日、第2回南風原町議会定例会において議決されました上記の工事において、契約金額の一部を変更したいので議会の議決を求める。記1．契約の目的 津嘉山第6雨水幹線工事（30－1）の請負契約金額の変更。

2．契約金額 契約前 84,942,000円。減額金額 5,335,200円。変更後契約額

79,606,800円。3．契約の相手方 住所 沖縄県那覇市小禄五丁目16番地4 303号 商号 有限会社新長堂土木 氏名 代表取締役高良正哉。4．主な変更内容 国道507号津嘉山バイパスから町道70号線に布設する雨水ボックスカルバートにおいて、県企業局送水管と交差する箇所を土留工を建込簡易土留から鋼矢板工法に変更することに伴い、建込簡易土留の補助工法である薬液注入工が不要となり減額となったためでございます。次のページに請負金額変更契約書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。なお、詳細につきましては担当部課長から説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第1号 津嘉山第6雨水幹線工事（30－1）

1月9日（1回臨）

の請負契約金額の変更について。補足説明の前に、今回の議案につきましては、さきの平成30年第4回定例会の報告第19号で、津嘉山第6雨水幹線に追加するとしておりました津嘉山地内の雨水管布設工事が、津嘉山排水区と同じ排水区の雨水整備であることから、400万円以内の専決処分が可能と誤って判断したことにより発生したものであります。本町の公共下水道の雨水整備におきましては、2級河川国場川に排水する兼城排水区と、同じく2級河川長堂川に排水する津嘉山排水区の2つの排水区に分けて整備をしております。今回の津嘉山第6雨水幹線工事（30-1）においては、津嘉山排水区の整備として行っており、またサンエーつかざんシティ付近の津嘉山地内雨水管布設工事においても、同排水区の整備であることから、専決処分に変更契約ができると拡大、誤った解釈をしております。しかし、当初、議決を得た内容は工事目的物である雨水ボックスカルバート74メートルを布設完成させる目的で可決されたものであり、当工事が減額になるからといって、別の工事を追加することは、当初の目的、可決した内容とは異なることのご指摘を受け、手続をただすものであります。地方自治法第96条並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定められた議会の議決に付された契約について、議会の議決を得た事項の変更については、全て議会の議決を得なければならないの基本事項に基づき法令を遵守し、ただす必要があり、12月の契約を取り消し、議案に付す事項に改めて提案するものでございます。なお、津嘉山地内の雨水管布設工事につきましては、現在、別工事で発注準備をしております。再度、議員各位にご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

それでは議案について説明します。資料の3ページをお開きください。まず図面の説明をします。左側に平面図がございまして、国道507号バイパスから、町道70号線にカーブする赤塗り箇所が今回の変更箇所でございます。図面中央に赤塗り箇所の標準断面図として、変更前と右側に変更後を記載しております。主な変更内容は、平面図の赤塗り箇所における土留工法の変更でございます。平面図で青色の県企業局送水管とボックスカルバートが交差する延長およそ10メートルの箇所において、標準断面図で変更前は建込簡易土留を施工するため、地盤を薬液注入で安定させ掘削し、ボックスカルバートを埋設するとしておりましたが、変更後で土留幅が当初の3.5メートルから、送水管を含めた6.5メートルと2メートル広くなりますが、下流側と同じ鋼矢板工法に変更することで、補助工法の薬液注入が不要となり、工事費533万5,200円を減額する請負契約金額の変更を行う内容であります。変更理由としまして、本工事の仮設土留工について、地下水が道路の路面下から約50センチとかなり高い位置にあることから、主に土留として使われております鋼矢板工法を基本と考え、鋼矢板施工においては、設計指針等により掘削底面からの必要最小根入れ長さが3メートルとなっており、送水管交差箇所においては、管が必要となることから、建込簡易土留工法で工事を発注しました。しかし、建込簡易土留工法での曲線施工は極めて困難であり、さらに補助工法の薬液注入工が送水管の上部20センチまで注入することで、地盤の変形により送水管に被害を与えるおそれがあることから、受注者より下流側と同じ工法の鋼矢板工法で施工できないかとの申し出があり、検討した結果、曲線施工箇所の土留施工幅が当初の3.5メートルから送水管を含めた6.5メートルと2メートル深くなりますが、一部の送水管箇所、鋼矢板の根入れが70センチでも施工幅が2.4メートルと小さく、安全性が確保できるため、安全確保を第一に、施工の確実性と下流から連続した同一機械工法による工期の短縮が図られ、同時に薬剤による送水管への影響も除去されるなど、総合的に判断し、下流と同じ鋼矢板工法に変更することとしました。また、工事に伴う磁気探査業務の鉛直探査箇所において、水道管切り回し工事や異常点の確認探査が必要となり、業務におくれが生じたことで、工事の竣工期日を1月21日から3月29日まで変更を予定しております。今後、議決に付した工事の設計変更並びに変更契約については、法令を遵守し、部内の課長で点検、確認を行い、再発防止を徹底してまいります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時12分）

再開（午前10時26分）

○議長 知念富信君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 休憩の中で、大城 毅議員からご指摘がございました件につきまして、お答えをいたします。私、専決処分の決裁の段階で金額が400万円以内でございましたので、妥当な専決処分だろうということで決裁をしたわけでございますけれども、皆さ

1月9日（1回臨）

んご承知のとおり、本会議の中で何名かの議員からご指摘がございました。その後、専決処分につきまして精査をしましたところ、先ほど担当課から説明があったようなことが判明いたしまして、これは専決処分ではなくて、きちんと議会の議決を得るべき案件ではないかということになりまして、それを議長、それから議会運営委員長に相談をいたしましたら、間違いは間違いで早目にたすべきだというアドバイスがございまして、やはりさきの専決処分は誤りだったと。そういうことを本会議でしっかりと議員各位に謝罪をいたしまして、新たな議案として議決をいただいたほうが本来の道ではないか、筋ではないかと判断いたしまして、きょうの臨時議会に至ったということでございます。基本的に専決処分の報告の撤回の手續等につきましては、精査はしてございませぬけれども、とにかく間違いだったことは早目に直して、議員各位にも謝罪をして、また工事を進めるべきではないかという判断があったということをして是非ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ただいまの議案の工事そのものについて、いろいろ疑義があるというわけではありませんけれども、去る12月定例会で専決処分として報告されたことについて、1回撤回をし、そして新たな議案として提案しているということで、町長から重ねて経過の報告もございましたので、そのことについては私も了解できるわけですが、ただ行政と議会との関係、それから行政内部での撤回、行政の処分と言うのでしょうか、行政の意思決定と言うのか、何て言うのかわかりませんが、そういった1回行った行政手續を撤回するというときの手續として、どのようになっているのか。執行部の立場ではどうなのか。お答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。行政の内部で決定した事項につきましては、やはり告示と申しますか、公示と申しますか、そういったように広く町民の皆さんに公示してあるものにつきましては、一般論でございませぬけれども、また改めて間違っていたとか訂正するという趣旨の告示、公示をしなくてはいけないだろうと認識いたしております。今回の件に関しましては、議会の本会議の中で承認、報告をいたしましたところですので、この件に関しましては、そう言ったらちょっと申しわけないですが、議案ではないという部分もございまして、専決処分の報告ですので、その件に関しましては誤りだった部分をしっかりと謝罪いたしまして、間違いをたすというのが本来の筋ではないかという判断でございませぬ。それ以外の行政としての決定事項とか処分に関しましては、しるべき手法はあろうかと思っております。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ありがとうございます。先ほどからあります経過報告のとおり、誤りに気がついたときには、速やかにたすということで、大変、あるべき姿だろうと思って、その点については何も、いろいろ申し上げるつもりもありません。ただ、前回の報告は180条に基づく1項、2項に基づく専決処分です。報告で済んでいるわけですね。承認の必要がない中身でした。地方自治法の179条にも専決処分があって、これは議会を開くいとまがなかったので行うというのがほとんどの例であるわけですが、この場合は承認が必要ですね。今回の場合は、たまたま承認が必要でない、言わば軽微な事項というのか、簡易な事項というのか、400万円以下であるので承認が要らないということになったと思うけれども、その点の違いだと私は理解していて、だから外に対して、町民の皆さんに対して、告示、公示、これが要るのか要らないのか、私はまだよくわかりませんが、告示行為が要るから、要らないからということなのか。それとも両方そうであっても、私はその場合によって、179条と180条の場合によって、撤回の手續のあり方も変わってくるだろうと思っているものですから、今、これについては是非、さらに間違いを重ねることがないように、必要な段取りをとっていただきたい大ざっぱに言うと、報告事項だけれども、専決処分書というのは当然町長が判こを押して、それを議会に報告をしたわけだから、専決処分書というのが存在しているわけですね。この専決処分書を間違っていたからということで、これを破って捨てることができるかということ、行政においてはそんなことはないはずで、その専決処分書をなくすなら、なくすという文書を上にくっつけなければいけないはずですね。いついつ行った報告、専決処分は、これを何に基づいて撤回すると。丸々に基づいて。錯誤という言葉も先ほどありましたけれども、契約については。あれは錯誤に基づいて契約をしないことにするんだったわけ。そのような話でしたよね。建設部のほうでは。そこももう1回教えてほしいのですが、専決処分書というのをどう扱うのかということなので、その辺も対議会もあるけれども、執行部内部の手續の問題

1月9日（1回臨）

として、もし今わかるのであれば教えていただきたい。そこでまた過ちが起こるようなことはないと思うのですが、確認しておきたいということですので、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。専決処分の承認に関しましては、先ほど答弁したとおりだと思いますけれども、今の議員ご指摘の承認を必要とする専決処分に関しまして、行政の事務手続上は、まさに議員ご指摘のとおりだと私は認識いたしておりますけれども、その件に関しましてはしっかりと凡例等も探しながら、確認をしておきたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほどの大城議員の質疑にお答えします。取り消しの内容だったかと思いますが、発注者の錯誤により変更契約書の取り消しを行うという文書になっております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時39分）

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。ただいまの質疑は、冒頭、地方自治法の180条に基づく、あるいは179条に基づく、今回は昨年の追加議案で出した案件については、報告事項については、180条で議会のいわゆる委任を受けた400万円未満については、議会事項に新たに変更があっても400万円未満であれば、執行部に委任をしますと。それを根拠に専決処分をした事案であります。ただ、そのときにも質疑がいろいろ出ていましたが、当初、議案を提案した工事の内容がこの範囲内の追加工事か、あるいは変更なのかということで、私もそう理解していましたが、質疑の中で全く別工事だということがわかりまして、これはこの趣旨から、いわゆる議会の委任を受けた400万円の、いわゆる専決できる事案ではないのではないかとということで、内部で議論して、先ほどありました新たな議案として出したということで、あくまで行政内部の事務処理の範囲内でおさまる内容だということで理解して処理をしたということであります。前回、専決処分した一連の決裁文書については、それはそのまま残ります。そして、先ほど経済建設部長からありましたように、あれを受けて、いわゆる相手方である業者については、こういう理由で撤回させていただきたいということで申し出をして、業者もそれについては了解しましたということで、一連の手続の流れを踏んで、文書としてはそれがどんどん上に重なっていきますので、経緯としてはわかるようになっていきます。

○議長 知念富信君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 一連の流れについては、もちろん了解しているつもりで、別にそれに異議がどうのこうのではありませんが、すると、専決処分書としては、生きてはいると。町長は最初撤回という表現をなさいましたが、業者に対しても12月に報告したような中身は、その業者がそれを負わせるわけではないことは理解しましたけれども、専決処分書は生きています。いついつ出した専決処分書を取り消すという文書が加わるわけではないんですね。だからそこは、いついつ議会へ報告したかしていないかは別、とにかく専決処分書というのがあるわけで、何月何日付の。この専決処分書は、これこれの理由により、あるいは第何条により、何とか法の第何条により取り消すという言葉なのかわかりませんが、行政用語で、この専決文書を1回なしにするという手続は要るのか要らないのか。その場合の根拠は何であるのかを明確にする必要があるだろうと思います。外部的にだろうが、先ほど内部的な手続でということでしたけれども、私はここが、じゃああの処分書は何だったのかと。何だったのと言うのもちょっと俗っぽすぎますけれども、十分腑に落ちないです。そこをもし、今おわかりでしたらですけども、もしそうでなければ、もちろん十分に検討してもらって、誤りがないようにしていただきたい。もし今、お答えできる分がある、当然私はおありだろうと思うけれども、もしわかる範囲だけでもお互い確認したいなということです。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 ただいまの毅議員のご質疑にお答えいたします。専決処分につきまして、これは平成30年12月13日に、私の専決処分決裁をしております。この件に関しましては、確かに議員ご指摘のとおり、文書として生きていますのでございます。これを、表現は悪いですが、これを一旦抹消といいますか、やる必要がございません。この平成

1月9日（1回臨）

30年12月13日の専決処分の行為につきましては誤りだったということで、事務手続上は、所管課からやはり起案・決裁を、伺い書を上げてもらって、誤りの文書はそれで決裁をして、誤りとして残しておくという、一般論的にはそういう手続が必要かと考えております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑がある方はこれを許します。
（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第1号について討論に入ります。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第1号 津嘉山第6雨水幹線工事（30－1）の請負契約金額の変更について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 知念富信君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて平成31年第1回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉会（午前10時44分）